

第 53 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月23日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間

議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件
第6号議案	退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

野村マイクロ・サイエンス株式会社

証券コード：6254



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6254/>



株 主 各 位

神奈川県厚木市岡田二丁目9番8号
野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役社長 八 卷 由 孝

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、3頁に記載の「[新型コロナウイルス感染症防止に向けた対応について](#)」も必ずご確認ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月22日（水曜日）午後5時40分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間

3. 目的事項
報告事項

1. 第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、当該議案につきまして賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権を統一しないで行使される場合（株式の信託等他人のために株式を有する株主様に限ります。）は、株主総会の3日前までにその旨および理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんので、ご注意ください。
2. 当日の受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
3. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomura-nms.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nomura-nms.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症防止に向けた対応について

2022年6月23日（木）に当社第53回定時株主総会を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症防止に向けた株主様へのお願いと当社の対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

<株主様へのお願いとご案内>

- ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。なお、議決権行使期限は、2022年6月22日（水）午後5時40分到着または受付分までです。詳細につきましては4頁から5頁をご参照ください。
- ・ご出席を希望される株主様におかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方などは、ご来場につきまして慎重なご判断をお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へのお願いとご案内>

- ・当日は、会場入り口で検温をさせていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場内では、マスクの常時ご着用や、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から、間隔をあけた座席配置となりますので、昨年と同様に座席数が減少いたします。このため、満席となりました場合は、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<当社の対応について>

- ・株主総会の議事は、昨年と同様に時間を短縮して行う予定です。
- ・登壇役員と運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・体調不良と見受けられる方には運営スタッフからお声掛けさせていただき、お帰りいただく場合がございます。

以上、株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時40分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時40分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

高季日現在のご所有株式数	XX股
議決権の数	XX股

1. _____

2. _____

見本

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第5号議案および第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案および第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

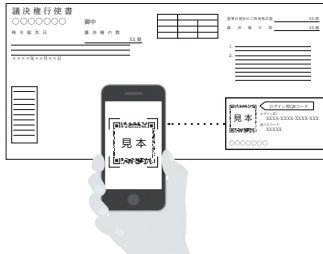
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

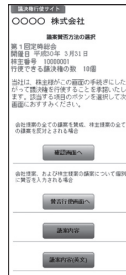
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

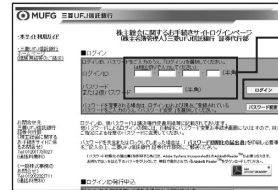
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

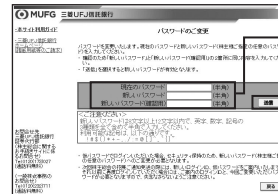
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、民間設備投資や生産に持ち直しの動きが見られるものの、原材料、原油価格の高騰や依然として新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たない等、先行き不透明な状況が続いております。世界経済においても、ワクチン接種が進み、経済活動は正常化に向かいつつありますが、米中貿易摩擦の長期化に加えロシア・ウクライナ情勢により地政学的リスクが高まる等依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの業績に影響を及ぼす半導体業界は、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたデジタルトランスフォーメーション投資の加速やオンラインコミュニケーションの増加等に伴い、次世代通信規格5G、高性能パソコンやデータセンター関連需要等が追い風となり堅調に推移しています。Semiconductor Equipment and Materials International (SEMI) が発表した2021年の世界半導体製造装置市場統計によると、半導体製造装置販売額は、台湾、韓国、中国、北米、日本等で前年比増となり、世界全体では前年比44%増の102,640百万ドルとなりました。

また、FPD(フラットパネルディスプレイ)関連市場は、上昇を続けていた液晶パネル価格が夏場以降に値下がりに転じたこと等により、有機ELパネルへの設備投資が加速している状況です。

このような状況下、当社グループは海外では半導体・FPD関連企業、国内では製薬・半導体関連企業を中心に積極的な営業活動を展開し、受注獲得に努めてまいりました。

これらの事業活動により、水処理装置については、旺盛な半導体設備投資を背景に韓国、中国・台湾の半導体関連企業からの受注が増加したことに加え、国内外の水処理装置案件の工事が順調に進捗し、売上高は19,684百万円(前期比6.9%減)と前期に続き高水準となりました。また、メンテナンスおよび消耗品については、半導体関連企業を中心に各地域で受注が堅調に推移し、売上高は10,944百万円(同28.5%増)となりました。その他の事業については、国内、中国・台湾において半導体装置向け配管材料の受注が増加し、売上高は1,271百万円(同81.9%増)となりました。

利益面については、メンテナンスおよび消耗品の増収により売上総利益が増加し、基幹システム更新等による販売費及び一般管理費の増加をカバーしたことから営業利益は前期を上回りました。また、営業外収益に為替差益を計上したことと、前期には営業外費用に貸倒引当金繰入額を計上したこと等により、経常利益以下の各段階利益においても前期を上回りました。

以上の結果、受注高は41,516百万円（同63.9%増）、売上高は31,901百万円（同5.1%増）、営業利益は4,433百万円（同11.6%増）、経常利益は4,581百万円（同26.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,291百万円（同25.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大、ロシア・ウクライナ情勢による業績への大きな影響は見られませんでした。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

・日本

水処理装置、メンテナンスおよび消耗品ともに受注は堅調に推移いたしました。国内の製薬関連企業および中国の半導体関連企業からの水処理装置受注が増加するとともに、更新・改造工事やメンテナンス等の受注が堅調に推移いたしました。これらにより、売上高は18,677百万円（前期比3.1%減）と前期に続き高水準となりました。販売費及び一般管理費については、基幹システムの更新等により増加となりましたが、営業利益は2,929百万円（同0.4%増）となりました。

・韓国

水処理装置、メンテナンスおよび消耗品ともに半導体関連企業を中心に受注は堅調に推移いたしました。過年度に納入した大型水処理装置の稼働によりメンテナンスおよび消耗品が増収となりましたが、水処理装置が前年からの反動により減収となったことから、売上高は3,974百万円（同7.4%減）となり、販売費及び一般管理費の増加等により営業利益は540百万円（同13.2%減）となりました。

・中国

水処理装置、メンテナンスおよび消耗品ともに半導体関連企業を中心に受注は堅調に推移いたしました。売上高は4,277百万円（同0.1%増）と前期と同水準となりましたが、メンテナンスおよび消耗品の増収により営業利益は284百万円（同81.8%増）となりました。

・台湾

水処理装置、メンテナンスおよび消耗品ともに半導体関連企業を中心に受注は堅調に推移いたしました。売上高は半導体関連企業の水処理装置案件の工事が順調に進捗したこと等により4,750百万円（同94.5%増）となり、営業利益は622百万円（同81.4%増）となりました。

・アメリカ

半導体関連企業からの消耗品受注が堅調に推移し、売上高は220百万円（同188.5%増）となり、販売費及び一般管理費の減少等により営業利益は56百万円（前期は0百万円の営業利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、363百万円であり、その主なものは、基幹システム164百万円、新棟建設59百万円、樹脂精製施設36百万円、オゾン水製造装置19百万円等であります。

③ 資金調達の状態

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額8,098百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2,654百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状態

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状態

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状態

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状態

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状態

① 企業集団の財産および損益の状態

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受 注 残 高(百万円)	9,809	12,826	7,788	17,403
売 上 高(百万円)	25,131	21,049	30,361	31,901
営 業 利 益(百万円)	1,213	1,846	3,972	4,433
経 常 利 益(百万円)	1,235	1,781	3,636	4,581
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,030	1,273	2,618	3,291
1株当たり当期純利益(円)	113.03	139.07	284.77	357.59
総 資 産(百万円)	19,034	19,622	24,758	27,091
純 資 産(百万円)	9,548	10,314	13,190	15,932
1株当たり純資産額(円)	1,046.83	1,123.61	1,429.56	1,716.10

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当事業年度) (2022年3月期)
受 注 残 高(百万円)	2,833	6,859	4,388	6,388
売 上 高(百万円)	13,465	14,249	19,925	18,949
営 業 利 益(百万円)	400	1,196	2,798	2,718
経 常 利 益(百万円)	961	1,585	2,780	3,541
当 期 純 利 益(百万円)	727	1,208	1,895	2,590
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	79.87	132.03	206.18	281.41
総 資 産(百万円)	13,964	16,211	18,991	19,309
純 資 産(百万円)	8,134	9,062	10,886	12,696
1 株 当 たり 純 資 産 額(円)	891.72	987.17	1,179.12	1,364.63

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アグループプラスチック株式会社	千円 100,000	% 100.0	配管材料等の販売
株式会社野村マイクロ・サイエンス 코리아	千KRW 3,849,840	% 100.0	超純水装置の販売、保守およびシステム開発等
野村微科学工程股份有限公司	千NT\$ 75,000	% 100.0	超純水装置の販売、保守
上海野村水处理工程有限公司	千US\$ 7,100	% 100.0	超純水装置の販売、保守
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co	千US\$ 1,200	% 100.0	超純水装置の販売、保守

(注) 当社の子会社は、上記の重要な子会社5社であります。

(4) 対処すべき課題

① 対処すべき課題

当社グループは、水処理の研究開発および技術力の向上に積極的に取り組むことにより、半導体およびFPD（フラットパネルディスプレイ）を中心とする世界の最先端産業の発展・向上に貢献するとともに、超純水分野で培った技術をベースに環境負荷低減に貢献する製品開発を更に強化すること、ならびに超純水技術を製薬向け注射用水・精製水製造装置などに応用し、健康支援の一端に寄与することで、中期経営目標の達成に向けた事業活動をグループ一丸となって推進しております。

これを実現させるための当社グループの課題といたしましては、営業力の強化、受注採算の改善および為替リスクの回避、継続的な研究開発による他社との差別化および新製品の市場投入、優秀な人材の確保と育成、ならびに水処理事業領域の拡大が重要な経営課題と認識しております。

② 対処方針

営業力の強化につきましては、水質の維持およびトラブル発生時の迅速な対応など顧客ニーズの的確な把握ときめ細かな対応を通じ、競争力の高い販売先を確保していくため、国内外において必要に応じ新たな拠点展開を図っております。

この観点から、超純水製造装置の納入場所の近接地域への進出が営業強化には不可欠であるとの認識に基づき、国内では顧客企業の近隣地域に拠点を設置し、受注活動を展開するとともに海外においては、韓国に株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、中国には上海野村水処理工程有限公司、アメリカには野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co、台湾には野村微科学工程股份有限公司をそれぞれ設置し、受注活動を展開しております。

また、国内におきましては、プラスチック製配管材料の販売強化を図る目的でアグループプラスチック株式会社を設立しております。

受注採算の改善および為替リスクの回避につきましては、当社グループの海外売上高比率が概ね60%という状況の中、極力円建てでの受注をすることと併せ、海外拠点展開と並行して現地企業からの原材料の調達比率を引き上げ、コストダウンを図るなど更なる受注採算の改善および為替リスクの回避に取り組んでおります。

継続的な研究開発による他社との差別化および新製品の市場投入につきましては、「超純水の更なる高度化」、「環境規制への対応」、「省エネ」など多様化・高度化する顧客ニーズに迅速かつ的確に対応するため、民間企業・大学等との共同研究に積極的に取り組んでおり、将来展望のある新製品の開発ならびに超純水製造装置以外の製品等の市場投入を図っております。

優秀な人材の確保と育成につきましては、従来から実施している大学の研究機関への派遣研修制度を継続するほか、エンジニアおよび研究開発部門の採用を中心に展開しており、2022年度は9名の新卒者を採用いたしました。

さらに水処理事業領域の拡大につきましては、長年当社が培った超純水製造技術を活用しつつ、他社との協業等により、半導体・FPD関連企業以外の工場排水処理や従来の当社のマーケットとは異なる領域での受注確保に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社5社により構成されており、超純水^(注)製造装置の設計・施工・販売とそのメンテナンスならびに消耗品の販売を主要な事業としております。

(注) 超純水とは、水中に溶解しているイオン類、有機物、生菌、微粒子等を含まない極めて純度の高い水のことであります。半導体の製造過程では洗浄工程に必須であり、使用される水の純度は歩留りに影響するため、水中に溶解している不純物を徹底的に除去した超純水が必要となります。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① 水処理装置事業

当社グループは、水処理装置事業を主要な事業として、半導体およびFPD（フラットパネルディスプレイ）向け超純水製造装置を中心に、超純水分野で培った技術を応用した各種用途向けの水処理装置の設計・施工・販売のほか、納入した装置のメンテナンスならびに装置に付帯するカートリッジフィルター、イオン交換樹脂等各種消耗品の販売、水質分析の受託等を行っております。

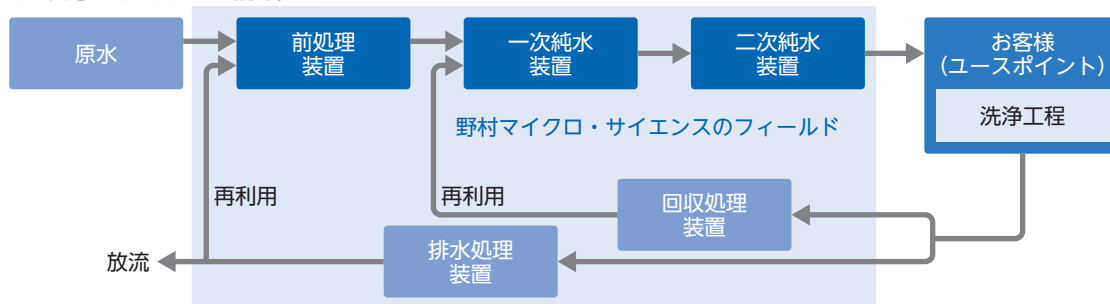
加えて、当社グループは、半導体製造技術の高度化・微細化に伴う要求に応えるべく、原水中の不純物を除去する前処理から超純水製造工程までを一貫して構築するとともに、環境負荷を軽減し、限られた水資源の有効利用に資する排水・回収処理装置を提供しております。

これらは、当社が国内ユーザーおよび海外ユーザーに販売しているほか、子会社の株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは韓国、野村微科学工程股份有限公司は台湾、上海野村水処理工程有限公司は中国、野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Coはアメリカの各ユーザーに対し、それぞれ販売等を行っております。

なお、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは、研究開発機能を有しており、海外の有力ユーザーにより近い場所で研究開発体制を構築し、ユーザーから求められる研究課題の解決を図るとともに、当社グループの技術力向上と併せコストダウンに資する提案を行っております。また、ユーザーの設備投資の負担軽減ニーズに対しては、当社が設備を保有し超純水を提供するBOOM(ブーム)^(注)契約で対応することもあり、この契約も水処理装置事業に含まれております。

(注) Build Own Operate and Maintenanceの略であります。BOOM契約とは、当社がユーザーに超純水製造装置を提供し、ユーザーが使用した超純水の使用料を支払う契約であり、装置の運転管理・メンテナンスはすべて当社が行っております。

◎ 超純水製造装置の構成



1. 前処理装置

原水中の懸濁物質の除去を行い、一次純水装置に低濁質の水を安定供給するものであり、凝集沈殿装置、ろ過塔、膜前処理装置等が主要構成機器となります。

2. 一次純水装置

前処理水に含まれる不純物の除去を行い、高純度な純水に処理する装置であり、活性炭塔、イオン交換樹脂塔、逆浸透装置、電気再生式イオン交換装置、有機物分解装置、脱ガス装置等が主要構成機器となります。

3. 二次純水装置

一次純水に含まれる不純物をさらに除去し、要求されている超純水水質まで高める装置であり、有機物分解装置、非再生型イオン交換樹脂塔、限外ろ過装置等が主要構成機器となります。

② その他の事業

当社およびアグループプラスチック株式会社は、その他の事業として、国内ユーザーおよび海外ユーザーに対し、高純度薬品および配管材料等の販売を行っております。高純度薬品は超純水製造装置を構成する各種装置の安定化運転等に資するものであり、配管材料は主に超純水供給をはじめ化学薬品、上下水およびガス等の移送に供するものであります。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社の事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市	中 四 国 営 業 所	広島県広島市
研 究 所	神奈川県厚木市	福 山 出 張 所	広島県福山市
東 日 本 営 業 所	神奈川県厚木市	観 音 寺 出 張 所	香川県観音寺市
仙 台 出 張 所	宮城県仙台市	山 口 駐 在 事 務 所	山口県下松市
北 上 駐 在 事 務 所	岩手県北上市	九 州 営 業 所	福岡県大野城市
埼 玉 出 張 所	埼玉県さいたま市	長 崎 駐 在 事 務 所	長崎県大村市
掛 川 駐 在 事 務 所	静岡県掛川市	大 分 駐 在 事 務 所	大分県大分市
西 日 本 営 業 所	大阪府吹田市	宮 崎 駐 在 事 務 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 出 張 所	愛知県名古屋市	熊 本 駐 在 事 務 所	熊本県菊池郡菊陽町
京 滋 駐 在 事 務 所	滋賀県大津市	—	—

② 子会社

名 称	所 在 地
ア グ ル ー プ プ ラ ス チ ッ ク 株 式 会 社	神奈川県厚木市
株 式 会 社 野 村 マ イ ク ロ ・ サ イ エ ン ス コ リ ア	大韓民国京畿道華城市
野 村 微 科 学 工 程 股 份 有 限 公 司	中華人民共和国新竹市
上 海 野 村 水 处 理 工 程 有 限 公 司	中華人民共和国上海市
野 村 マ イ ク ロ ・ サ イ エ ン ス U S A L t d . , C o	アメリカ合衆国テキサス州オースチン市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
営業部門	131 (16) 名	8名増
設計工事部門	209 (31)	9名増
開発部門	35 (4)	5名減
全社 (共通)	82 (7)	2名減
合計	457 (58)	10名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、総務部および経理部等に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
326 (49) 名	4名増	43.6歳	13.6年

- (注) 使用人数は、就業員数（当社から社外への出向者7名を除いております。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,350百万円
株式会社横浜銀行	415
株式会社三井住友銀行	396
株式会社三菱UFJ銀行	300
山口銀行股份有限公司	192

- (注) 1. 当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額8,098百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は2,654百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2021年6月2日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部銘柄に指定されました。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,152,000株
- (3) 株主数 6,948名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
北 興 化 学 工 業 株 式 会 社	1,100千株	11.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	620	6.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （ 信 託 口 ）	604	6.6
B W T H O L D I N G G M B H	357	3.9
KBC BANK NV - UCITS CLIENTS NON T R E A T Y	325	3.5
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300	3.3
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	300	3.3
野 村 殖 産 株 式 会 社	300	3.3
千 田 豊 作	279	3.0
OP CORPORATE BANK PLC-OP-CLEAN W A T E R F U N D	229	2.5

(注) 1. 株数は千株未満は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。

2. 当社は、自己株式を944,863株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員である取締役を除く）	12,900株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告22頁「4. (5) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2020年8月11日
新株予約権の数		275個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり199,400円 (1株当たり1,994円)
権利行使期間		2022年9月20日から 2027年9月16日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員である) 取締役を除く)	新株予約権の数 275個 目的となる株式数 27,500株 交付者数 7名

(注) 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2021年8月26日	
新株予約権の数		363個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 36,300株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり535,000円 (1株当たり5,350円)	
権利行使期間		2023年9月18日から 2028年9月14日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	363個 (注) 2
		目的となる株式数	36,300株
		交付者数	91名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではありません。

2. 2022年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が3個減少し360個となっております。減少の理由は以下のとおりであります。

・退職による減少分 3個

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	千 田 豊 作	株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア 代表取締役
代表取締役 社長	八 巻 由 孝	
代表取締役 副社長	内 田 誠	営業本部長兼開発本部長 上海野村水处理工程有限公司 董事長
常 務 取 締 役	芳 賀 孝 之	エンジニアリング本部長兼品質管理部担当
取 締 役	瀬 戸 口 一 彦	資材部担当兼ニューコマース担当
取 締 役	三 阪 雅 登	管理本部長兼人事部長
取 締 役	西 江 勝 治	営業本部副本部長 (海外担当) 兼韓国営業部長 野村マイクロ・サイエンスUSA Ltd.,Co 代表取締役
取締役(監査等委員・常勤)	小 柴 真 彦	
取締役(監査等委員)	坂 野 英 雄	公認会計士・税理士、有限責任大有監査法人 代表社員 日総工産株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	田 中 伸 介	
取締役(監査等委員)	新 島 由 未 子	山田法律特許事務所 弁護士 株式会社丹青社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 坂野英雄氏、田中伸介氏および新島由未子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 坂野英雄氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 田中伸介氏は、長年にわたる上場会社における業務経験および企業経営を通じて培われた幅広い経験と知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 新島由未子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役小柴真彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役 (監査等委員) 坂野英雄氏、田中伸介氏および新島由未子氏と当社の間には、人的関係、資本関係および重要な取引関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、三氏を独立役員として選定し、東京証券取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役坂野英雄氏、田中伸介氏および新島由未子氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。

(4) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2021年6月23日開催の第52回定時株主総会におきまして、新たに田中伸介氏および新島由未子氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2021年6月23日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役依田博明氏および阿部 嗣氏ならびに監査等委員である取締役佐藤光輝氏は任期満了により、監査等委員である取締役市橋 仁氏は辞任により退任いたしました。

③ 取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
八 卷 由 孝	代表取締役社長	代表取締役社長 開発本部長	2021年 6 月23日
内 田 誠	代表取締役副社長 営業本部長兼開発本部長	代表取締役専務 営業本部長	2021年 6 月23日
芳 賀 孝 之	常務取締役 エンジニアリング本部長 兼品質管理部担当	常務取締役 エンジニアリング本部長	2021年 6 月23日
瀬 戸 口 一 彦	取締役 資材部担当 兼ニューコマース担当	取締役 営業本部副本部長	2021年 6 月23日

(注) 2022年4月1日付で執行役員制度の導入に伴い取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	新	旧
八 卷 由 孝	代表取締役社長執行役員	代表取締役社長
内 田 誠	代表取締役副社長執行役員 営業本部長	代表取締役副社長 営業本部長兼開発本部長
芳 賀 孝 之	取締役常務執行役員 エンジニアリング本部長 兼品質管理部担当	常務取締役 エンジニアリング本部長 兼品質管理部担当
瀬 戸 口 一 彦	取締役執行役員 新規事業開発担当兼営業本部長付	取締役 資材部担当兼ニューコマース担当
三 阪 雅 登	取締役執行役員 管理本部長	取締役 管理本部長兼人事部長
西 江 勝 治	取締役執行役員 営業本部副本部長 (海外担当) 兼韓国営業部長	取締役 営業本部副本部長 (海外担当) 兼韓国営業部長

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<基本方針>

当社の取締役個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし、加えて、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして株主利益と連動した報酬体系としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬および退職慰労金によって構成しておりますが、非常勤取締役および社外取締役への譲渡制限付株式の付与および退職慰労金の支給は行いません。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針>

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な権限について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与および譲渡制限付株式報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で個人別の割当て株式数を決議いたします。

イ. 基本報酬

取締役の役位・役割に応じ業務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であります。基本報酬は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の役位、職責、在任年数、時間に応じた報酬を勘案し、報酬委員会での審議・答申を踏まえ取締役会が決議し、取締役会から委任を受けた代表取締役八巻由孝および内田 誠が限度額の範囲内において個別の報酬額を決定しております。

ロ. 賞与

取締役の基本報酬に業績等を勘案し役位に応じ所定の係数を乗じた額を、7月および12月に支給する金銭報酬であります。なお、賞与の個人別報酬額の決定は、報酬委員会での審議・答申を踏まえ代表取締役八巻由孝および内田 誠が限度額の範囲内において個別の報酬額を決定しております。

ハ. 譲渡制限付株式報酬

中長期的な業績向上・企業価値向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として6月の取締役会後に付与する非金銭報酬であります。

当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるもの（以下、「本制度」という）とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内と決定しております。本制度による当社の普通株式の発行または処分に際しては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限期間、譲渡制限期間の満了による譲渡制限の解除、退任等の場合の取扱い、組織再編等における取扱い、その他の事項等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしております。なお、譲渡制限付株式報酬の支給水準および個人別割当て株式数につきましては、上記賞与と同様であります。

ニ. 退職慰労金

当該取締役の退任時に支給する金銭報酬であります。退職慰労金は、株主総会の決議をもって役員退職慰労金取扱内規で定めた計算方法に基づき報酬委員会での審議・答申を踏まえ取締役会が決議し、取締役会から委任を受けた代表取締役八巻由孝および内田 誠が個別の支給額を決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	334,504 (—)	192,163 (—)	98,492 (—)	43,848 (—)	9 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37,900 (20,700)	35,100 (20,700)	2,800 (—)	— (—)	6 (5)
合 計 （うち社外取締役）	372,404 (20,700)	227,263 (20,700)	101,292 (—)	43,848 (—)	15 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月23日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名ならびに監査等委員である取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告16頁「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」および17頁「3. (1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第51回定時株主総会において年額350,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は9名です。
- また、上記報酬枠とは別枠で、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役および監査等委員を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は6名です。その後、2021年6月23日開催の第52回定時株主総会において対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定させていただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は7名です。
- なお、上記報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である29,911千円を含めております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役八巻由孝および内田 誠に対し各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額、賞与および譲渡制限付株式報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く。）の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

7. 上記の報酬等の総額には、以下の当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

- | | | |
|-----------------|----|----------|
| ・取締役（監査等委員を除く。） | 9名 | 30,010千円 |
| ・取締役（監査等委員） | 1名 | 1,500千円 |

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月23日開催の第52回定時株主総会の決議に基づき、任期満了により退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支払った退職慰労金は以下の通りであります。

- ・取締役（監査等委員を除く。） 2名 37,837千円

当社は、2007年6月27日開催の第38回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。この決議に基づく当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであり、支給時期は各取締役の退任時としております。

- ・取締役 2名 146,605千円

なお、当社は企業業績ならびに個人成果との連動を明確にするとともに、中長期的観点からの経営課題を遂行するため、2010年6月23日開催の取締役会において、あらためて役員退職慰労金制度を導入することを決議しております。

また、当社は、2018年6月21日開催の第49回定時株主総会の決議に基づき同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行に伴い同総会において退任監査役に対する退職慰労金期贈呈議案を決議いただいております。この決議に基づく支給額は4,050千円であります。当該退任監査役は監査等委員会設置会社移行に伴い、監査等委員である取締役に就任しており、退職慰労金の支給時期は取締役の退任時としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）坂野英雄氏は、有限責任大有監査法人の代表社員および日総工産株式会社（株）の社外監査役を兼職しておりますが、当社と有限責任大有監査法人および日総工産株式会社との間に特別な関係はありません。また、取締役（監査等委員）新島由未子氏は、山田法律特許事務所の弁護士および株式会社丹青社の監査等委員である社外取締役に兼職しておりますが、当社と山田法律特許事務所および株式会社丹青社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会および監査等委員会等への出席状況および発言状況

	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 坂野英雄	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、公認会計士および税理士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性確保の視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員としては客観性・透明性の確保を意識した議論を展開し、報酬委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮することにより、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：3/3回、報酬委員会：4/4回</p>
社外取締役（監査等委員） 田中伸介	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の妥当性・適正性確保の視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮し、報酬委員としては経営視点から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：1/1回、報酬委員会：1/1回</p>
社外取締役（監査等委員） 新島由未子	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、弁護士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性の確保、コンプライアンスの視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員・報酬委員としては独立した立場から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：1/1回、報酬委員会：1/1回</p>

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）田中伸介氏および新島由未子氏は、2021年6月23日開催の第52回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査等委員会の開催回数は10回であります。また、指名委員会の開催回数は1回、報酬委員会の開催回数は1回であります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、上海野村水処理工程有限公司および野村微科学工程股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2018年6月21日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム）に関する基本方針の一部改定を決議しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制）

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
- ② コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」ならびに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行うこととする。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持する。

（内部監査体制）

内部統制・牽制機能として、内部監査室を執行部門から独立した内部監査部門として設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行に係るリスクとして、以下のイからニのリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクの管理責任者についての体制を整えることとする。
 - イ. 信用リスク
取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。
 - ロ. 流動性リスク
財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保により通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク。
 - ハ. オペレーショナルリスク
取締役および使用人が正確な事務を怠ること、もしくは事故・不正等を起こすこと、またはシステムが正常に機能しないことにより損失を被るリスク。
 - ニ. 法務リスク
法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク。
- ② リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態や危機が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ③ 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議機関として、取締役および社長が出席を求めた者ならびに子会社代表者により構成する。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ⑤ 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」により、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

(5) 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」および「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
- ② 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるものとする。経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
- ③ 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- ④ 子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤ 内部監査室は、当社および子会社の業務の状況について、定期的に監査を行い、監査の結果は当社の社長に報告する。
- ⑥ 当社グループは、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、当社が定める「リスク管理規程」に準拠してリスク管理を行うものとし、子会社から当社への報告は、「関係会社管理規程」に基づき、網羅的・統括的に行うものとする。なお、経営会議においてはグループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、当社取締役および社長が出席を求めた者ならびに子会社代表者により構成された定期的に開催する経営会議において子会社の業務内容の報告を受け、重要案件については内容の事前協議を行い、子会社の取締役会にて審議を行うこと等により子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築する。
- ⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ロ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

- ハ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ニ. 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人が当社の監査等委員会に対して直接通報することができる旨を定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項**
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 監査等委員会補助者を置く場合は、業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記する。
- (7) **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。
- (8) **取締役（監査等委員を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、常勤の監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員を除く。）および使用人に対して報告を求められることができるものとする。

- ② 社内通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査等委員会で策定した監査方針および監査計画に基づき監査を行うとともに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性および効率性を高めるものとする。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実にを行うため、内部統制システムを構築する。
- ② その仕組みが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、牽制体制を整備・運用し、金融商品取引法およびその他の関連法令等に対する適正性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(1) コンプライアンス体制について

当社グループでは、コンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当事業年度は同委員会を年2回開催しており、同体制を中心として、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の更なる整備および維持を図っております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループでは、取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。当事業年度は、取締役会を13回開催し、「経営方針の決定」、「諸規程の制定・改訂」、「組織変更」等の審議および決議を行っております。また、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に際しては、取締役および社長が出席を求めた者をメンバーとする経営会議において取締役会の決議事項の事前協議を行い、社内における意見調整を図り、効率的な業務運営を行っております。

(3) リスクマネジメント体制について

当社グループでは、不測の事態や危機が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部、情報連絡チームを設置し、迅速な対応を可能としております。こうした措置により損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を維持しております。

(4) **企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

当社グループでは、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとしております。この経営会議は、グループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する場としても機能しております。

(5) **監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループでは、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、監査等委員会が意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。加えて、社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行っております。

8. **会社の支配に関する基本方針**

当社におきましては、現在、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め、今後、継続的に検討してまいり所存であります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	23,360,547	流動負債	10,719,582
現金及び預金	10,082,937	支払手形及び買掛金	4,513,311
受取手形	249,281	短期借入金	2,654,460
売却掛金	6,332,570	リース債務	9,384
契約資産	3,307,387	未払金	1,019,928
電子記録債権	840,294	未払費用	98,994
商品及び製品	64,224	未払法人税等	795,609
仕掛品	790,069	契約負債	927,610
原材料及び貯蔵品	462,151	預り金	88,887
前渡金	729,503	製品保証引当金	242,000
前払費用	99,522	工事損失引当金	2,853
未収入金	680,283	賞与引当金	337,301
その他	79,249	役員賞与引当金	12,209
貸倒引当金	△356,927	資産除去債務	10,628
固定資産	3,730,900	その他	6,403
有形固定資産	1,922,694	固定負債	439,478
建物及び構築物	490,318	リース債務	24,774
機械装置及び運搬具	118,391	長期未払金	150,655
工具、器具及び備品	111,599	退職給付に係る負債	7,222
土地	1,053,276	役員退職慰労引当金	256,826
リース資産	33,088	負債合計	11,159,061
建設仮勘定	116,020	純 資 産 の 部	
無形固定資産	161,238	株主資本	14,793,312
ソフトウェア	149,918	資本金	2,236,800
電話加入権	11,320	資本剰余金	2,144,814
投資その他の資産	1,646,967	利益剰余金	10,865,317
投資有価証券	531,452	自己株式	△453,620
長期前払費用	23,170	その他の包括利益累計額	1,007,117
退職給付に係る資産	239,589	その他有価証券評価差額金	162,029
繰延税金資産	257,489	為替換算調整勘定	845,088
敷金及び保証金	455,371	新株予約権	131,957
保険積立金	30,008	純資産合計	15,932,386
その他	109,884	負債純資産合計	27,091,448
資産合計	27,091,448		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		31,901,277
売上原価		24,244,716
販売費及び一般管理費		7,656,560
営業利益		3,223,424
営業外収益		4,433,136
受取利息及び受取配当金	34,928	
為替差益	106,039	
受取家の賃金	25,043	
その他	16,047	182,058
営業外費用		
支払利息	31,308	
支払手数料	2,000	
その他	33	33,342
特別利益		4,581,851
特 別 資 産 売 却 益	587	587
特 別 資 産 損 失		
特 別 資 産 売 却 損	4	
特 別 資 産 除 却 損	315	
役員退職慰労金	3,700	4,020
税金等調整前当期純利益		4,578,418
法人税、住民税及び事業税	1,299,852	
法人税等調整額	△12,939	1,286,912
当期純利益		3,291,506
親会社株主に帰属する当期純利益		3,291,506

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,236,800	2,103,822	8,447,950	△457,180	12,331,393
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△874,139		△874,139
親会社株主に帰属する当期純利益			3,291,506		3,291,506
自己株式の取得				△2,630	△2,630
自己株式の処分		40,992		6,190	47,182
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	40,992	2,417,366	3,560	2,461,918
当連結会計年度末残高	2,236,800	2,144,814	10,865,317	△453,620	14,793,312

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	204,844	614,115	818,960	40,114	13,190,468
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△874,139
親会社株主に帰属する当期純利益					3,291,506
自己株式の取得					△2,630
自己株式の処分					47,182
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△42,815	230,972	188,156	91,842	279,999
当連結会計年度変動額合計	△42,815	230,972	188,156	91,842	2,741,918
当連結会計年度末残高	162,029	845,088	1,007,117	131,957	15,932,386

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,906,087	流動負債	6,229,055
現金及び預金	5,651,543	支払手形	203,319
受取手形	248,730	買掛金	1,450,851
電子記録債権	756,964	短期借入金	2,100,000
売掛金	4,395,403	リース負債	1,546
契約資産	2,089,451	未払金	977,134
商品及び製品	100	未払費用	60,281
仕掛品	591,506	未払法人税等	497,101
原材料及び貯蔵品	432,575	契約負債	310,337
前払費用	328,489	預り金	46,744
前払入金	84,297	製品保証引当金	242,000
未収金	660,929	工事損失引当金	147
その他金	17,743	賞与引当金	322,558
貸倒引当金	△351,647	資産除去債務	10,628
固定資産	4,403,205	その他	6,403
有形固定資産	1,113,604	固定負債	383,853
建物	163,480	リース債務	2,758
構築物	3,119	長期未払金	150,655
機械及び装置	38,308	役員退職慰勞引当金	230,440
工具、器具及び備品	100,975	負債合計	6,612,909
土地	724,797	純 資 産 の 部	
リース資産	3,895	株主資本	12,402,851
建設仮勘定	79,028	資本金	2,236,800
無形固定資産	160,823	資本剰余金	2,146,287
ソフトウェア	149,867	資本準備金	1,968,194
電話加入権	10,956	その他資本剰余金	178,093
投資その他の資産	3,128,777	自己株式処分差益	178,093
投資有価証券	526,835	利益剰余金	8,473,384
関係会社株式	1,454,587	利益準備金	158,700
関係会社出資金	438,926	その他利益剰余金	8,314,684
長期前払費用	23,170	別途積立金	3,240,000
前払年金費用	221,915	繰越利益剰余金	5,074,684
繰延税金資産	240,416	自己株式	△453,620
敷金及び保証金	186,980	評価・換算差額等	161,574
保険積立金	30,008	その他有価証券評価差額金	161,574
その他	5,935	新株予約権	131,957
資産合計	19,309,292	純資産合計	12,696,383
		負債純資産合計	19,309,292

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,949,642
売上原価		13,736,017
売上総利益		5,213,624
販売費及び一般管理費		2,495,105
営業利益		2,718,519
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	697,680	
為替差益	105,322	
受取家の賃金	24,117	
その他	7,952	835,072
営業外費用		
支払利息	10,101	
支払手数料	2,000	12,101
経常利益		3,541,490
特別損失		
固定資産除却損	280	
役員退職慰労金	3,700	3,980
税引前当期純利益		3,537,510
法人税、住民税及び事業税	952,643	
法人税等調整額	△5,472	947,170
当期純利益		2,590,339

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分 差益	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,236,800	1,968,194	137,101	2,105,295	158,700	3,240,000	3,358,484	6,757,184
当期変動額								
剰余金の配当							△874,139	△874,139
当期純利益							2,590,339	2,590,339
自己株式の取得								
自己株式の処分			40,992	40,992				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	40,992	40,992	－	－	1,716,199	1,716,199
当期末残高	2,236,800	1,968,194	178,093	2,146,287	158,700	3,240,000	5,074,684	8,473,384

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△457,180	10,642,099	204,491	204,491	40,114	10,886,705
当期変動額						
剰余金の配当		△874,139				△874,139
当期純利益		2,590,339				2,590,339
自己株式の取得	△2,630	△2,630				△2,630
自己株式の処分	6,190	47,182				47,182
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△42,917	△42,917	91,842	48,924
当期変動額合計	3,560	1,760,752	△42,917	△42,917	91,842	1,809,677
当期末残高	△453,620	12,402,851	161,574	161,574	131,957	12,696,383

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村マイクロ・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において、インターネット等を経由した手段も活用しながら、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と対面及びオンライン形式等により意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

野村マイクロ・サイエンス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 柴 真 彦 ⑩

監 査 等 委 員 坂 野 英 雄 ⑩

監 査 等 委 員 田 中 伸 介 ⑩

監 査 等 委 員 新 島 由 未 子 ⑩

(注) 監査等委員坂野英雄、田中伸介及び新島由未子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質の強化を図るために必要な内部留保を行うとともに、株主重視の観点から安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

第53期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は中間配当金30円（うち10円は、東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されたことに伴う記念配当）と合わせて、1株につき95円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金65円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は598,463,905円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）
2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法が2022年9月1日に施行されることに伴い、同制度の導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。また、2022年4月1日の執行役員制度導入に伴う文言の整備その他の修正を行うものであります。

2. 変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 <条文省略> (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 <現行どおり> (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに<u>当たる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第17条～第18条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第23条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、議長となる。</u> <新設></p> <p><u>2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3 <条文省略> 4 <条文省略></p> <p>第25条～第28条 <条文省略> 第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 <条文省略> 第6章 会計監査人の責任</p> <p>第32条 <条文省略> 第7章 計算</p> <p>第33条～第36条 <条文省略></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1</u> <条文省略> 2 <条文省略></p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第18条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第23条 <現行どおり> (取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> <削除></p> <p><u>2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の招集をし、議長となる。</u> <削除></p> <p>3 <現行どおり> 4 <現行どおり></p> <p>第25条～第28条 <現行どおり> 第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 <現行どおり> 第6章 会計監査人の責任</p> <p>第32条 <現行どおり> 第7章 計算</p> <p>第33条～第36条 <現行どおり></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> <現行どおり> 2 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="420 173 508 198"><新設></p>	<p data-bbox="768 173 1327 232">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供ならびに電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="768 238 1327 508"><u>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="822 517 1327 647"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="822 656 1327 749"><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者の選定につきましては、指名委員会の答申を踏まえております。

また、本議案につきまして監査等委員会において検討がなされましたが、すべての候補者について適任であると判断しております。

各取締役候補者に関する事項は、53頁から55頁に記載のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	せん だ とよ さく 千 田 豊 作 再任	取締役会長	13/13回
2	や まき よし たか 八 巻 由 孝 再任	代表取締役社長執行役員	13/13回
3	うち だ まこと 内 田 誠 再任	代表取締役副社長執行役員 営業本部長	13/13回
4	は が たか ゆき 芳 賀 孝 之 再任	取締役常務執行役員 エンジニアリング本部長兼品質管理部担当	13/13回
5	にし え かつ じ 西 江 勝 治 再任	取締役執行役員 営業本部副本部長（海外担当）兼韓国営業部長	13/13回

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
1	せん だ とよ さく 千 田 豊 作 (1940年2月22日)	1958年4月 北興化学工業株式会社入社 1973年11月 当社入社 1986年6月 当社取締役 1990年6月 当社常務取締役 1992年6月 当社専務取締役 1996年6月 当社取締役副社長 2000年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長兼社長 2016年6月 当社最高経営責任者（CEO） 2020年6月 当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア 代表取締役	279,900株
[取締役候補者とした理由] 千田豊作氏は、当社代表取締役として長年にわたり当社および当社グループの事業および経営を担っており、その豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見から、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	や まき よし たか 八 巻 由 孝 (1957年4月17日)	1982年4月 住友ベークライト株式会社入社 1985年4月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2009年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社取締役常務執行役員 2011年6月 当社取締役専務執行役員 2013年4月 当社開発本部長兼国内事業本部・海外営業本部・業務本部担当 2014年4月 当社新規事業・開発担当 2016年4月 当社海外事業本部・開発本部担当 2017年4月 当社代表取締役社長 2017年6月 当社最高執行責任者（COO） 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	72,200株
[取締役候補者とした理由] 八巻由孝氏は、技術、開発、国内・海外営業部門の要職を歴任し、その幅広い分野での経験と豊富な知識に基づく適切な経営判断によって職責を十分に果たすことにより、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
3	うち だ まこと 内 田 誠 (1958年2月20日)	1983年 4月 三菱レイヨン株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社 2010年 4月 同社メンブレン部長 2012年 4月 同社アクア事業部長 2014年 7月 同社水環境事業中国代表 無錫麗陽膜科技有限公司總經理 2017年 4月 三菱ケミカル株式会社中国事業推進グループマネージャー 2018年10月 当社入社会長・社長付特命事項担当 2019年 6月 当社常務取締役 営業本部長（現任） 2020年 6月 当社専務取締役 2020年10月 当社代表取締役専務 2021年 6月 当社代表取締役副社長 2022年 4月 当社代表取締役副社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 上海野村水処理工程有限公司 董事長	6,600株
[取締役候補者とした理由] 内田 誠氏は、長年にわたり膜・水処理事業に携わっており、これまで培った豊富な知見と企業経営に関する幅広い経験を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	は が たか ゆき 芳 賀 孝 之 (1955年12月19日)	1974年 4月 トヨタ自動車株式会社入社 1979年 6月 有限会社マルスズ入社 1989年 3月 当社入社 2011年 4月 当社国内エンジニアリング部長 2015年 4月 当社執行役員技術本部副本部長 2017年 4月 当社理事エンジニアリング本部副本部長 2018年 4月 当社理事 エンジニアリング本部長（現任） 2018年 6月 当社取締役 2020年 6月 当社常務取締役 2021年 6月 当社品質管理部担当（現任） 2022年 4月 当社取締役常務執行役員（現任）	6,400株
[取締役候補者とした理由] 芳賀孝之氏は、長年にわたり国内のエンジニアリング部門での要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
5	にし え かつ じ 西 江 勝 治 (1972年6月1日)	1996年 4 月 有限会社アクアシステム入社 1999年 5 月 橘工業株式会社入社 2000年10月 当社入社 2014年 4 月 当社海外営業部長 2018年 4 月 当社理事韓国営業部長 2019年 6 月 当社取締役 営業本部副本部長兼韓国営業部長 2020年 6 月 営業本部副本部長（海外担当）兼韓国営業部長（現任） 2022年 4 月 当社取締役執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 野村マイクロ・サイエンスUSA Ltd.,Co 代表取締役	3,700株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>西江勝治氏は、国内および海外営業部門で業務経験を積み、これまで培った経験と知識を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 千田豊作氏は、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアの代表取締役であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売、研究開発の委託を行っております。
2. 内田 誠氏は、上海野村水処理工程有限公司の董事長であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売を行っております。
3. 西江勝治氏は、野村マイクロ・サイエンスUSA Ltd.,Coの代表取締役であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売を行っております。
4. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役小柴真彦および坂野英雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者に関する事項は、57頁から58頁に記載のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位・担当	候補者属性
1	こしばまさひこ 小柴真彦 再任	常勤の監査等委員である 取締役	
2	かたおかひさより 片岡久依 新任	—	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 名) がな 名 (日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式の数
1	こ しば まさ ひこ 小 柴 真 彦 (1955年2月14日)	1980年10月 株式会社ナムテック入社 2003年4月 当社入社 2008年7月 当社資材部長 2011年1月 当社総務部長 2011年5月 当社執行役員 2014年4月 当社人事部長 2015年4月 当社特命事項担当 2015年6月 当社監査役(常勤) 2018年6月 当社取締役(常勤の監査等委員)(現任)	3,000株
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>小柴真彦氏は、当社の資材部長、総務部長、人事部長、監査役を歴任し、2018年6月より監査等委員である取締役として経営の健全性および適正性の確保に寄与してきました。当社は、同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づく実効性の高い監査ならびに取締役会における的確な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としております。</p>			
2	※ かた おか ひさ より 片 岡 久 依 (1959年1月29日)	1981年4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社 1987年9月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1990年9月 公認会計士登録 2020年10月 片岡久依公認会計士事務所所長(現任) 2020年12月 株式会社ROMS監査役(現任) 2021年2月 株式会社Finatextホールディングス監査役(現任) 2021年4月 スタートバーン株式会社監査役(現任) 2022年1月 監査法人Bloom代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 片岡久依公認会計士事務所 所長 株式会社Finatextホールディングス 監査役 監査法人Bloom 代表社員	一株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>片岡久依氏は、1987年大手監査法人に入所後、監査業務およびアドバイザリー業務に携わるとともに、海外における監査業務等の経験も有しており、公認会計士としてグローバルに活躍してきました。当社は、同氏の公認会計士としての専門性、長年にわたる監査業務およびアドバイザリー業務を通じて培った幅広い見識や洞察に基づく実効性の高い監査、ならびに的確な経営判断および経営監督、加えて豊富な経験に基づく客観的な助言・提言を期待するとともに、それらが当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 片岡久依氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小柴真彦および片岡久依の両氏との間には、特別の利害関係はありません。
4. 片岡久依氏は、監査法人Bloomの代表社員であります。当社と監査法人Bloomとの間に取引実績はありません。
5. 片岡久依氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
7. 片岡久依氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

第3号議案および第4号議案が可決された場合の取締役会の構成ならびに各取締役の専門性は以下のとおりです。

No.	取締役 氏名	指名委員会 報酬委員会	独立社外 取締役	企業経営 事業運営 経営企画・戦略	技術・開発 エンジニアリング	営業 マーケティング	グローバル 海外事業	財務・会計 人事	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	ESG サステナビリティ
1	千田 豊作	指名委員		●	●	●	●			
2	八巻 由孝	報酬委員		●	●		●			●
3	内田 誠			●	●	●	●			●
4	芳賀 孝之			●	●					●
5	西江 勝治				●	●	●			
6	小柴 真彦 (監査等委員)	指名委員 報酬委員			●			●	●	
7	田中 伸介 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●	●		●	●		●	
8	新島由未子 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●						●	
9	片岡 久依 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●				●	●		

第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額改定の件

当社は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入、ならびに本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年50,000株以内とご承認をいただき、その後2021年6月23日開催の第52回定時株主総会において対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定させていただいておりますが、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みを更に強化するためのインセンティブとするとともに、株主の皆様とより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額を年額70,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）へ改定させていただきたいと存じます。

本議案については、取締役の報酬体系や基本報酬・賞与（短期インセンティブ）・株式報酬（長期インセンティブ）のバランスなどを中長期的な企業価値向上の視点から総合的に勘案し、過半数が社外取締役に構成される報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告22頁から23頁に記載のとおりであります。

また、現在の対象取締役は7名であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、対象取締役は5名となります。

本議案において、監査等委員会から対象取締役がその責務を果たすにあたり、当該報酬額の改定は相当であると判断した旨意見表明を受けております。

譲渡制限付株式の付与のための報酬の概要

本制度は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるもので、本制度により発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内としております。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当等によって増減した場合、当該上限株式数は、その比率に応じて合理的な範囲で調整するものといたします。

本制度による譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とし、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に際しては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本制度により当社の普通株式の割り当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限期間の満了による譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、理事、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任等の場合の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、理事、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

ただし、任期満了、死亡等当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

ただし、当社は、譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡等ができないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理する。

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役瀬戸口一彦および三阪雅登の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および取締役退職慰労金取扱内規に沿って、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告22頁から23頁に記載のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会は妥当であると判断しており、特段の意見はございませんでした。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
瀬戸口一彦	2017年6月 当社取締役 現在に至る
三阪雅登	2019年6月 当社取締役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会場：レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間
神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
電話番号 046-221-0001



交通：小田急線「本厚木駅」北口より徒歩約5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。